

規則

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十号

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第六十条」を「第六十条第一項」に改める。

様式第二号（表面）中「㊸」を削り、同様式（裏面）の備考15を削る。

様式第三号中「㊸」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 資格に関する最終学歴、資格、免許等及び国土交通大臣が同等以上と認められた事項については、それらを証明することができる書面（卒業証明書等）を添付すること。

様式第六号中「㊸」を削り、同様式の備考5を削る。

様式第六号の三中「㊸」を削り、同様式の備考5を削る。

様式第六号の四中「㊸」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
なお、設計の変更の場合は、別途設計説明書及び設計図を添付すること。

様式第七号中「㊸」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第八号中「㊸」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第九号中「㊸」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第十四号中「㊸」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第十五号中「㊸」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第十六号中「㊸」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第十七号中「㊸」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第十八号中「㊦」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

附 則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、様式第二号、様式第三号、様式第六号、様式第六号の三から様式第九号まで、様式第十四号、様式第十五号から様式第十八号までの改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。